

平成27年1月29日

一般社団法人 金融先物取引業協会

## 会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

### 記

1. 処分を受けた協会員名  
アルパリジャパン株式会社
2. 処分内容  
過怠金100万円
3. 処分理由

同社は、平成25年12月1日からスタンダード口座及びプロ口座の成行注文等について、顧客にとって有利、不利のいずれかのスリッページが生じた場合であっても、スリッページ後の価格で約定する(以下「対称スリッページ」という。)ようにFX取引システム(以下「システム」という。)の設定を変更するとともに、契約締結前交付書面(以下「前書面」という。)についても対称スリッページの取扱いに則した内容となるように改訂を行ったとしている。

今回、当該2口座に係るシステム設定変更後の取扱いが、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)に則した取扱いとなっているかについて検証したところ、スタンダード口座では対称スリッページの取扱いへと変更されていたものの、プロ口座では対称スリッページへの変更が機能しておらず、顧客に表示する価格(以下「表示価格」という。)と約定処理時に基準とする価格(以下「処理価格」という。)を比較し、処理価格が表示価格よりも顧客にとって不利となった場合にはスリッページを反映させた処理価格で約定する一方、顧客にとって有利となった場合にはスリッページを反映させずに表示価格で約定するなどといったスリッページの取扱い(以下「非対称スリッページ」という。)による取引が継続されている状況が認められた。また、プロ口座の前書面では、成行注文のスリッページについて、「お客様にとって有利になる場合もあれば、不利となる場合もあります。」と記載されており、前書面の記載と実際の取扱いが異なる状況となっていた。

その後の対応として、同社は、平成26年4月6日、プロ口座においても、対称スリッページにより顧客との約定を行うようにするシステム設定の変更を完了させたとしている。

この状況は、委託先が行うプロ口座に係るシステムの設定変更において、動作の検証やモニタリングを行わなかった結果、顧客への説明と実際の取扱いが異なる状況で、自主規制規則の改正により非対称スリッページが禁止された平成25年12月1日以降も非対称スリッページによる取引

を継続させるなどしているものであり、こうした同社のシステムの委託先に係る管理態勢には、投資者保護上問題があるものと認められる。

また、システムの設定変更に係る検証を行ったコンプライアンス部及びクライアントサービス部は、システムの設定変更についてプロ口座とスタンダード口座では同一の注文執行方式となることから検証結果も同一になると考え、プロ口座の注文に係る設定変更後のシステム動作の検証及びモニタリングを行わなかったことなど、同社のシステムリスクに対する認識が希薄であったことに起因して発生したものと認められる。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められることから、同項に基づき、処分を行うことが相当と考えられる。

#### 4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上